

**第7期安来市障がい福祉計画
第3期安来市障がい児福祉計画**

令和6年3月
安来市

第4期安来市障がい者基本計画(R6～R11)における

【基本目標】

地域の住民とともに支え合う「地域共生社会」の実現

【基本理念】

(1)お互いを理解し、一人ひとりを尊重するまちづくり

すべての人が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるまちづくりをめざします。

(2)障がいの有無にかかわらず、人権をまもるまちづくり

すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあうことができるまちづくりをめざします。

(3)身近な地域で必要な相談と支援が受けられるまちづくり

可能な限りその身近な場所において必要な相談や支援が受けられるまちづくりをめざします。

(4)ともに学び、ともに働くまちづくり

だれもが地域の学校で学べ、社会活動に参加でき、目標や生きがいをもつことができるまちづくりをめざします。

(5)住みたい場所で、地域の人と共生するまちづくり

どこでだれと生活するかという選択の機会が確保され、地域社会において周りの人たちとともに生活できるまちづくりをめざします。

(6)さまざまなバリアフリーを実現するまちづくり

障がいのある人の活動に障壁（バリア）となる、物理的、制度的、文化的、情動的、意識的な障がいが少ないまちづくりをめざします。

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	5
第2章 障がい福祉の現状と課題.....	6
障がいのある人等の概況.....	6
第3章 障がい福祉計画（第7期）、障がい児福祉計画（第3期）.....	16
令和8年度に向けた目標値.....	16
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	16
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	17
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	19
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	21
(5) 発達障がい者等に対する支援.....	24
(6) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	25
(7) 相談支援体制の充実・強化.....	27
(8) 障がい福祉サービス等の質の向上.....	29
第4章 障がい福祉サービス等の見込み量と方策.....	30
1 障がい福祉計画に係る各サービスの実績及び見込み量と方策.....	30
2 地域生活支援事業の見込み.....	36
3 障がい児福祉計画に係る各サービスの実績及び見込み量と方策.....	43
第5章 計画の推進体制.....	45
1 各種関係機関等との連携.....	45
2 計画の進捗状況の点検・評価.....	45
資料編.....	46
1 安来市障害者等総合支援協議会設置要綱.....	46
2 令和5年度安来市障害者等総合支援協議会委員名簿.....	48

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

安来市（以下、本市という。）では、平成29年度に障がい者施策全般にわたる方向性を示した「安来市第3期障がい者基本計画」を策定し、令和2年度には必要な福祉サービスを総合的かつ計画的に提供することを目的に、「第6期安来市障がい福祉計画及び第2期安来市障がい児福祉計画」の策定を行い、障がいのある人に対する保健・医療・福祉をはじめ、雇用・就労、まちづくりなど、様々な分野における施策を総合的・計画的に進めるとともに、障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスの推進に努めてきました。

この間、国においては、令和3年には「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児支援法」が施行されました。

さらに、令和4年には障がい者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されています。

本市では「第6期安来市障がい福祉計画及び第2期安来市障がい児福祉計画」が計画期間を終了することを受け、これらの新たな制度や社会の動向、障がいのある人のニーズ等を踏まえながら、本市における障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「第7期安来市障がい福祉計画及び第3期安来市障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

※障害の表記について

この計画書の中で、「障害」と「障がい」の2通りの表現を用いています。

文章前後の文脈から「障害」が人や人の状態を表す場合には「障がい」と平仮名表記としています。

ただし、表記変更の適用外として、法令・条例・医学分野等での専門用語・著作物や「障害物除去」、「電波障害」など、表記を変更することによりその用語の持つ意味が失われたり、誤解されるおそれがあるもの、人の状態を示すものでない用語で用いる場合はそのままの漢字表記としています。

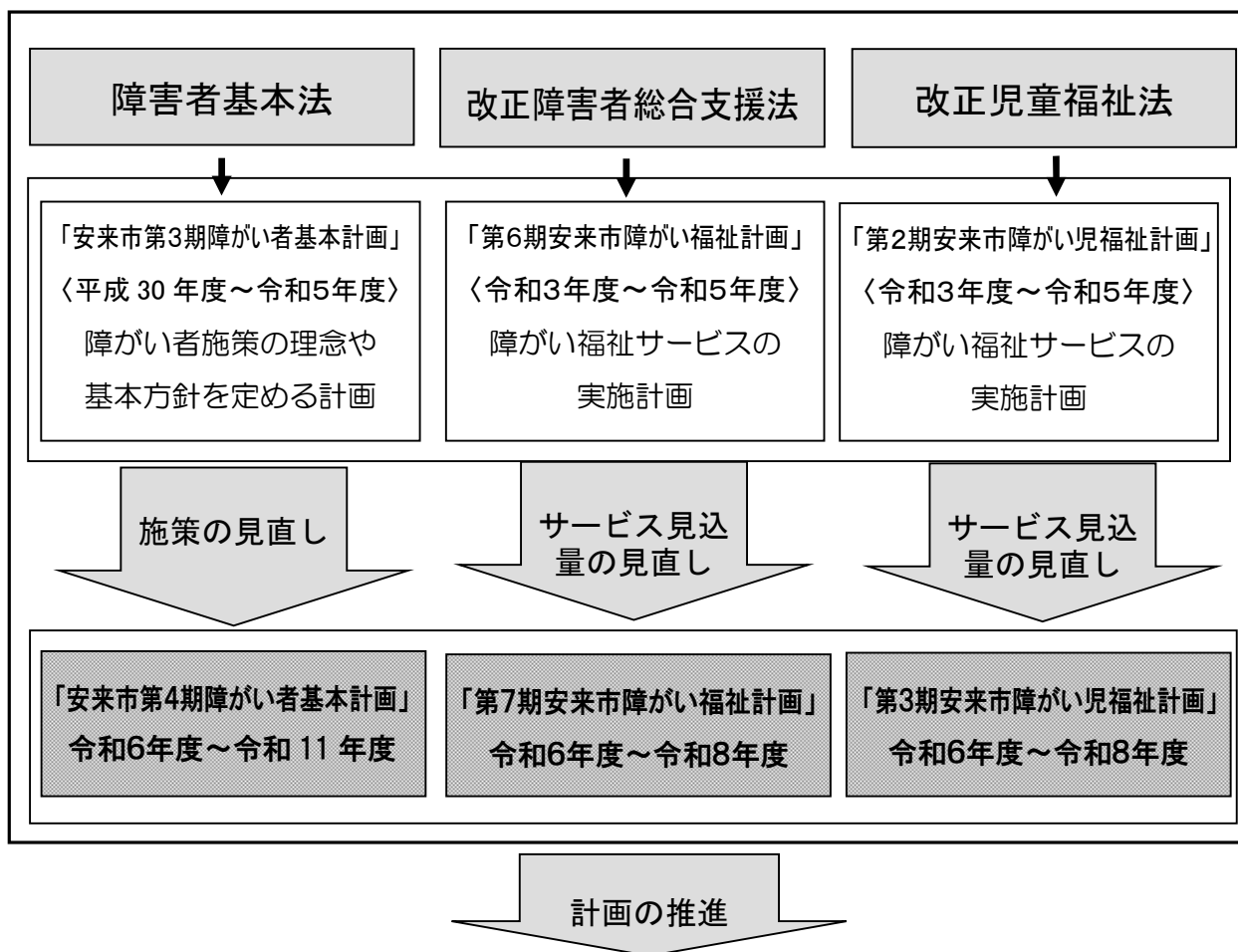
▼障がい者関連法整備の主な動き（障害者基本法改正以降）

年	主な制度・法律	主な内容
H30	障害者基本計画(第4次)策定	
	【改正】障害者雇用促進法	・障がい者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	・文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化(地方公共団体)
H31	障害者文化芸術推進計画策定	・障がい者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障がい者による作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障がい者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
R1	【改正】障害者雇用促進法	・障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体) ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
R2	【改正】障害者雇用促進法	・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度の開始
R3	【改正】障害者差別解消法	・合理的配慮の提供義務の拡大
	医療的ケア児支援法の施行	・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
R4	【改正】障害者総合支援法	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	【改正】障害者雇用促進法	・週20時間未満で働く精神障がい者等について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進

2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

○本計画は、「障害者基本法」に基づく「市町村障害者計画」、「改正障害者総合支援法」に基づく「市町村障害福祉計画」、「改正児童福祉法」に基づく「障害児福祉計画」の3つの計画を一体的な計画として策定するものです。



障がい者計画

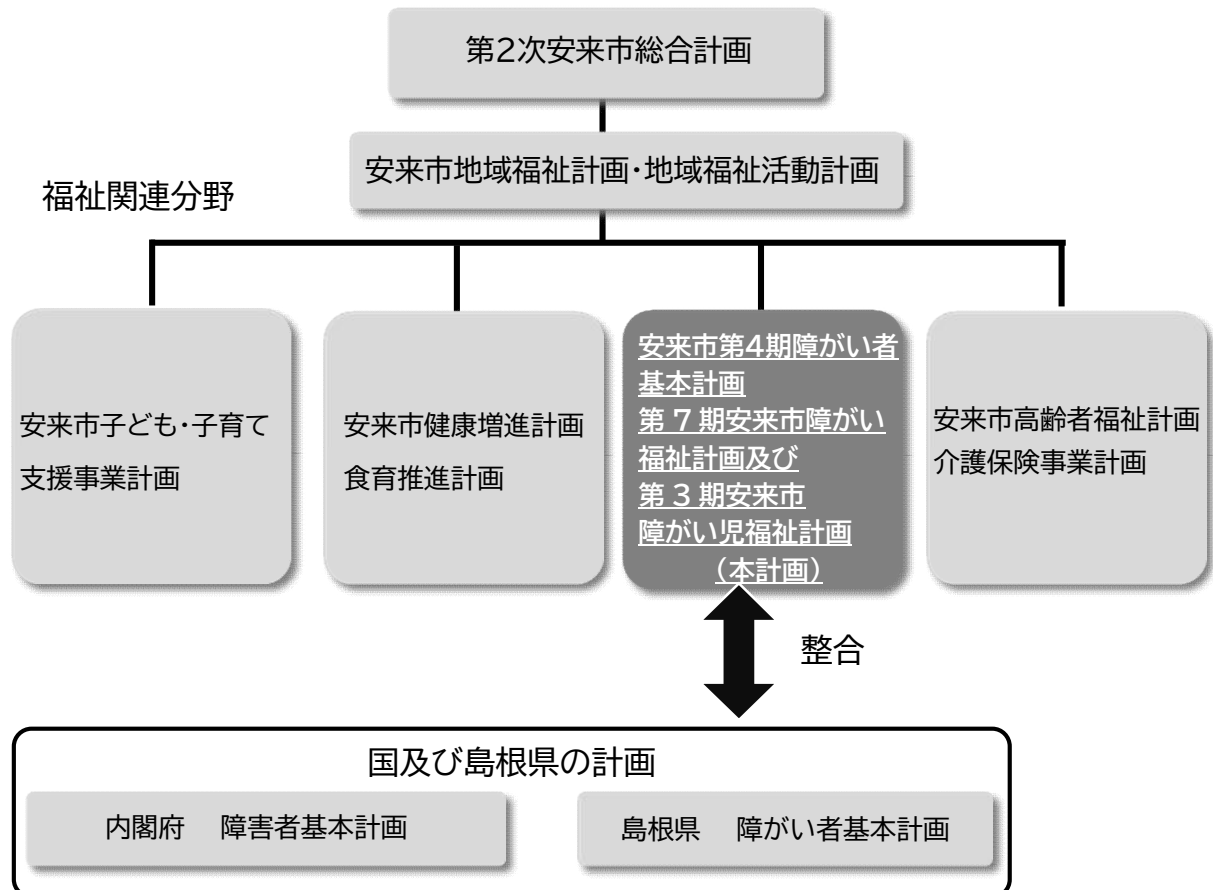
障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障がいのある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込量等を定めた計画です。「障がい福祉に関する事業計画」という位置づけになります。

(2) 計画の位置づけ

○本計画は、市の最上位計画である総合計画や、上位計画である地域福祉計画、関連計画である子ども・子育て支援事業計画といった、本市における保健・福祉等に関連する他の計画との整合を保ちながら策定します。



3 計画の期間

○「安来市第4期障がい者基本計画」の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間としています。「第7期安来市障がい福祉計画」「第3期安来市障がい児福祉計画」は、国の方針で令和6年度から令和8年度の3年間となっています。

○計画期間中においても、国の動向等により必要に応じて見直しを行うものとしています。

(年度)

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
障がい者基本計画					第3期計画			第4期計画					見直し
障がい福祉計画				第6期計画			第7期計画			見直し			
障がい児福祉計画				第2期計画			第3期計画			見直し			

第2章 障がい福祉の現状と課題

障がいのある人等の概況

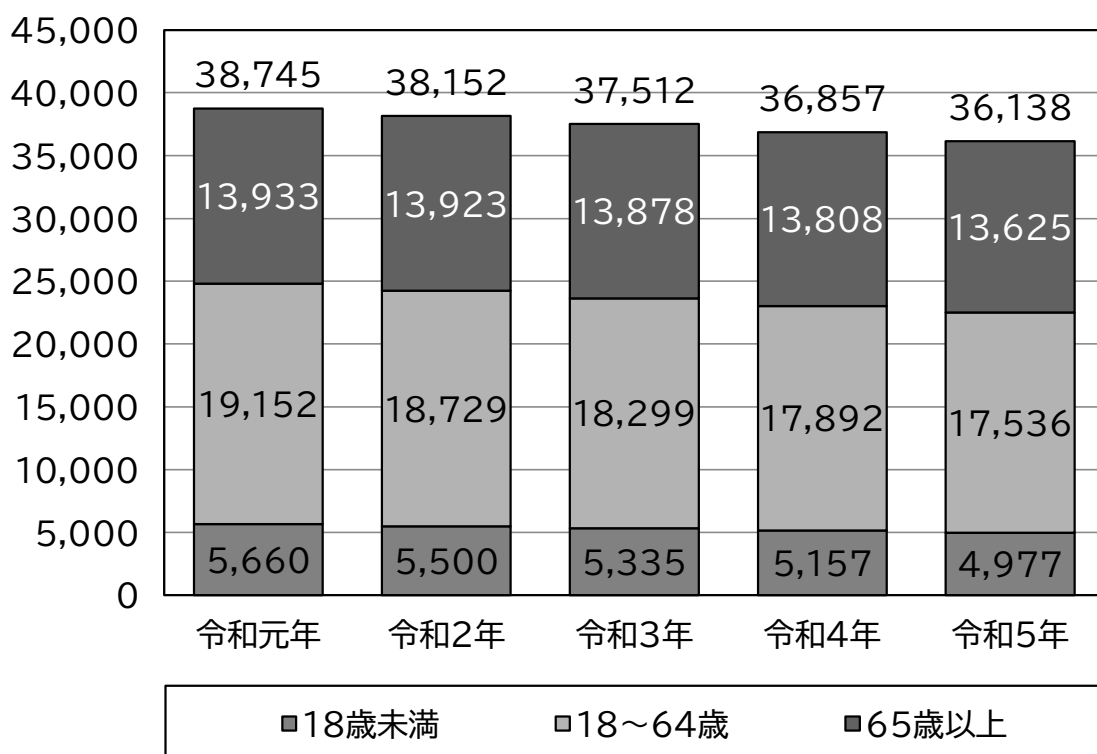
(1) 総人口

▼年齢3区分別総人口の推移

本市の総人口は、令和5年4月1日時点では36,138人で、減少傾向で推移しています。また、人口構成をみると、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口は減少傾向で推移しています。

▼年齢3区分別 総人口の推移

(人)



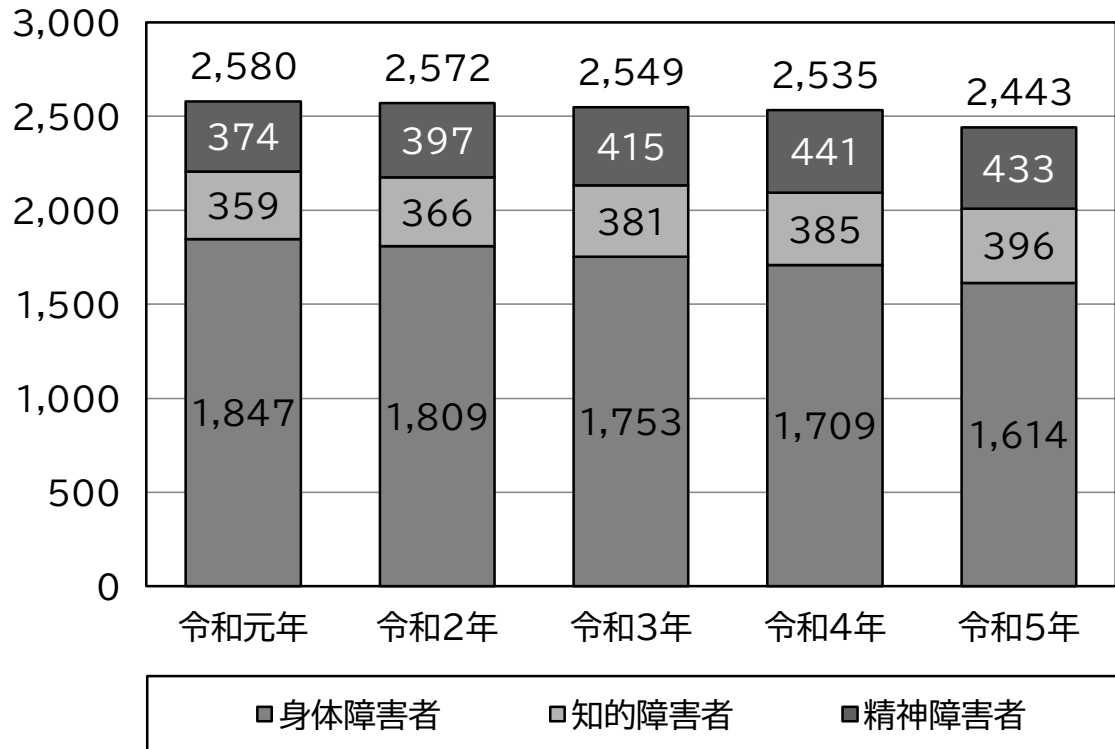
資料：住民基本台帳 各年4月時点

(2) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者数は、令和元年に比べて、身体障害者手帳所持者数は減少し、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、微増しています。

▼障害手帳所持者数の推移

(人)



資料：住民基本台帳 各年4月時点

(3) 身体障害者手帳所持者の状況

①等級別の推移

令和元年以降、身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和5年で身体障害者手帳所持者数は1,614人となっています。

年齢別にみると65歳以上が全体の約8割弱となっています。

▼身体障害者手帳所持者数の推移 (人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	534	533	505	505	481
2級	198	196	193	191	180
3級	283	276	280	275	261
4級	606	586	568	539	505
5級	99	94	86	81	76
6級	127	124	121	118	111
合計	1,847	1,809	1,753	1,709	1,614

資料：住民基本台帳 各年4月時点

▼年齢別の身体障害者手帳所持者数

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
人数(人)	11	268	1,335	1,614
構成比(%)	0.7	16.6	82.7	100.0

資料：住民基本台帳 令和5年4月

②障がい種別の推移

障がい種別では、肢体不自由が768人で最も多く、次いで内部障害が493人となっています。

▼障がい種別

	視覚機能障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
人数(人)	96	241	16	768	493

資料：住民基本台帳 令和5年4月時点

(4) 療育手帳所持者の状況

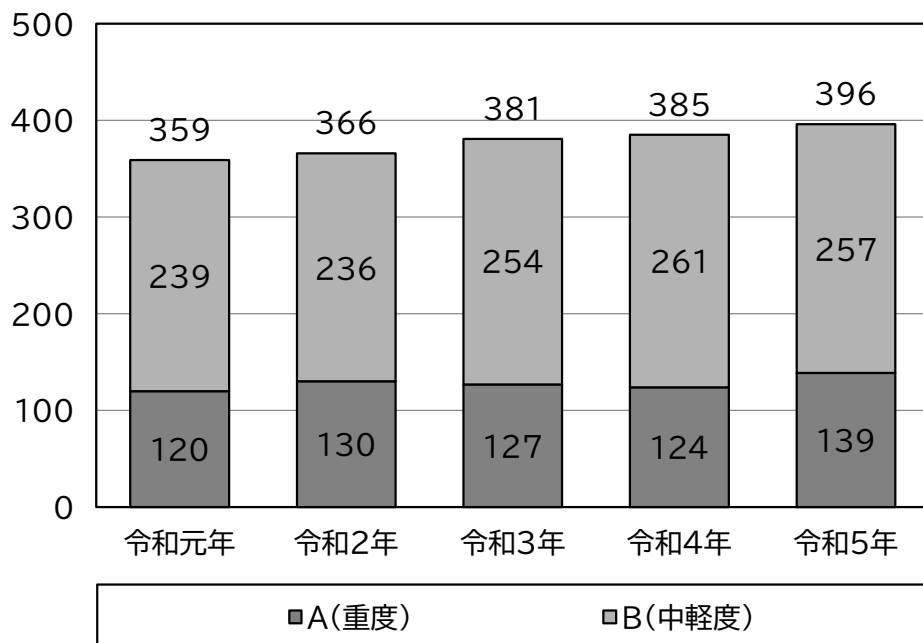
療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年4月1日時点では396人となっています。

令和5年の等級別の療育手帳所持者数をみると、A（重度）が139人、B（中軽度）が257人となっています。

年齢別では、18～64歳が全体の約7割弱となっています。

▼等級別の療育手帳所持者数の推移

(人)



資料： 住民基本台帳 各年4月時点

▼年齢別の療育手帳所持者数

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
人数(人)	64	284	48	396
構成比(%)	16.2	71.8	12.1	100.0

※四捨五入により100.0%にならない

資料： 住民基本台帳 令和5年4月

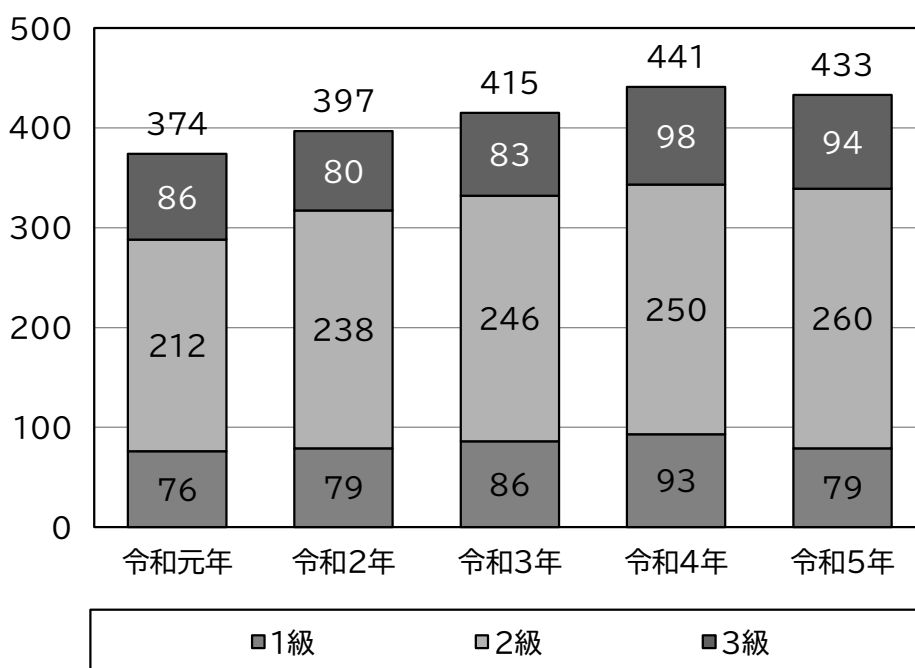
(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年4月1日年度時点では433人となっています。

令和5年の等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、1級が94人、2級が260人、3級が79人となっています。

▼精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)



資料：住民基本台帳 各年4月時点

▼年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者

	18歳未満	18-64歳	65歳以上	合計
人数(人)	16	310	107	433
構成比(%)	3.7	71.6	24.7	100.0

資料：住民基本台帳 令和5年4月

▼年齢別 自立支援医療受給者数（精神通院医療）

	18歳未満	18-64歳	65歳以上	合計
人数(人)	22	670	219	911
構成比(%)	2.4	73.5	24.0	100.0

※四捨五入により100.0%にならない

資料：住民基本台帳 令和5年4月

(6) 発達障がい者（児）

自立支援医療（精神通院医療）受給者の疾患名から把握できる発達障がい者数は94人となっています。

通常学級に在籍しているが、学習上又は行動上著しい困難や問題が見られるため、特別な配慮を必要とする児童・生徒は、小学校で11.5%、中学校で8.5%となっています。

この調査にもとづいて本市における特別な配慮が必要な児童・生徒数を推計すると、小学校で200人、中学校で80人となっています。

▼自立支援医療受給者の疾病名から把握した安来市の発達障がい者数

	発達障がい者数	自立支援医療受給者数
人数(人)	94	911
割合(%)	10.3	—

資料：住民基本台帳 4月時点

▼通常学級に在籍する幼児・児童・生徒のうち特別な配慮が必要な者の割合

	幼稚園 保育所	小学校	中学校	高等学校
割合(%)	7.1	11.5	8.5	3.1

資料：令和3年度島根県調査

▼安来市の特別配慮が必要な児童・生徒数

	小学校	中学校	合計
人数(人)	200	80	280

資料：令和3年度島根県調査数値をもとに試算

※発達障がい…脳機能の発達に関係する障がい。行動や認知の特徴により、自閉症スペクトラム障がい（ASD）（自閉症、アスペルガー症候群など）、学習障がい（LD）、注意欠如・多動性障がい（AD・HD）など、いくつかのタイプに分類される。一般的にコミュニケーションや対人関係をつくることに困難を感じるといわれている。

(7) 難病患者

令和5年の特定医療費（指定難病）受給者数は365人で、そのうちの約5割を高齢者が占めています。

対象疾病（指定難病）は令和3年11月より338疾病に拡大されており、患者数の増加が見込まれます。

▼難病患者数

		40歳未満	40～64歳	65～74歳	75歳以上	合計
令和2年 3月末	人数(人)	50	104	94	83	331
	構成比(%)	15.1	31.4	28.4	25.1	100.0
令和5年 3月末	人数(人)	50	120	89	106	365
	構成比(%)	13.7	32.9	24.4	29.0	100.0

資料：松江保健所

※難病…発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの。

※指定難病…難病のうち、患者の置かれている状況からみて、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いもので、次の2条件を満たすもの。

- ①患者数が日本において一定の人数に達していない
- ②客観的な診断基準が確立している

(8) 保育・教育の現状

① 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査の受診率は高く、いずれの検診も7割を超えています。

▼乳幼児健康診査の受診状況

	1か月児	4カ月	9カ月	1歳6か月	3歳児
対象者数(人)	178	165	179	207	224
受診者数(人)	140	157	177	198	221
受診率(%)	78.7	95.2	98.9	95.7	98.7

資料：安来市子ども未来課 令和4年度

② 障がい児保育

障がい児保育は令和5年度には11の施設で実施され、23人が利用しています。

▼障がい児保育の状況

	実施施設数 (か所)	実利用児童数 (人)
令和5年度	11	23

資料：安来市子ども未来課

③ 特別支援教育

特別支援学級については、令和5年度で、小学校で31学級、中学校で16学級が設置されています。

特別支援学校については令和4年度で、小学部の就学者数は8人、中学部の就学者数は10人となっています。

▼特別支援学級の状況

	小学校		中学校	
	学級数(学級)	児童数(人)	学級数(学級)	児童数(人)
令和3年度	29	75	11	29
令和4年度	29	78	13	29
令和5年度	31	74	16	31

資料：学校基本調査

▼特別支援学校への就学者数

	小学部(人)	中学部(人)
令和2年度	6	5
令和4年度	8	10

資料：島根県特別支援教育課

(9) 雇用の現状

① 企業における障がい者雇用

公共職業安定所（ハローワーク）安来管内には、障害者雇用率制度の対象となる企業が30社あります。雇用されている障がい者は124.5人、実雇用率は2.20%となっています。

また、障害者雇用率制度の対象とならない小規模企業は8社あり、雇用されている障がい者は21人、実雇用率は7.19%となっています。

▼障害者雇用率制度対象企業における障がい者雇用の状況

企業数 (社)	常用労働者数 (人)	障がい者数 (人)	実雇用率 (%)
30	5,667	124.5	2.20

資料：厚生労働省島根労働局 令和4年度

▼小規模企業における障がい者雇用の状況

企業数 (社)	常用労働者数 (人)	障がい者数 (人)	実雇用率 (%)
8	292	21	7.19

資料：厚生労働省島根労働局 令和4年度

※障害者雇用率制度…障害者雇用促進法により、全ての事業主には、一定の割合（法定雇用率）以上の障がい者を雇用することが義務付けられています。

制度対象となる事業主区分	法定雇用率
民間企業	2.3%
国、地方公共団体等	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.5%

【実雇用率(%)の算定方法】
 対象障がい者である常用労働者
 +失業している対象障がい者数 ×100
 常用労働者+失業者数

※小規模企業…常用労働者数が20人以下の民間企業

②市役所などにおける障がい者雇用

市役所で雇用されている障がい者は15人で、実雇用率は2.77%となっています。
教育委員会では3人が雇用され、実雇用率は2.23%、市立病院では4人が雇用され、実雇用率は1.69%となっています。

▼安来市役所における障がい者雇用の状況

職員数(人)	障がい者数(人)	実雇用率(%)
542	15	2.77

資料：厚生労働省島根労働局 令和5年度

▼安来市関連機関における障がい者雇用の状況

	職員数(人)	障がい者数(人)	実雇用率(%)
市教育委員会	135	3	2.23
市立病院	236	4	1.69

資料：厚生労働省島根労働局

(10) 障がい福祉の現状

令和6年1月現在、本市には19か所の障がい福祉サービス事業所と、5か所の相談支援事業所、5か所の障がい児通所支援事業所があります。

▼障がい者支援事業所

	事業所類別	事業所数(か所)
障がい福祉サービス事業所	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	6
	生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援	8
	短期入所	2
	施設入所	0
	療養介護	0
	グループホーム	3
	相談支援事業所	5
	障がい児通所支援事業所	5

第3章 障がい福祉計画（第7期）、障がい児福祉計画（第3期）

令和8年度(2026年度)に向けた目標値

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

◆◆ 国基本指針の定める目標値 ◆◆

○地域移行者数:地域生活に移行する人について、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の6%以上が移行すること
○施設入所者数:令和8年度(2026年度)末時点の施設入所者数を、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数から5%以上削減すること

◆◆ 本計画での目標 ◆◆

項目	数値	考え方
施設入所者数 (A)	58人	令和4年度(2022年度)末時点
地域生活への移行者数 (B)	4人	令和8年度(2026年度)末までに6%以上
	6.8%	(B) / (A)
施設入所者の削減数 (F)	3人	令和8年度(2026年度)末までに5%以上
	5.1%	(F) / (A)

◆◆ 現状・目標達成に向けた取組 ◆◆

- 地域移行支援指定を受けた市内相談支援事業所は、現在は1か所のみとなっています。
- 住み慣れた地域での生活を求めて、支援度が比較的低く退所を希望する障がい者もいる一方、「社会で生活することの不安」や「家族への負担」等が先立ち、その一足を踏み出せない方が少なくありません。
- 地域移行促進のため、障がい者の生活全般をコーディネートする機能や地域における継続的な生活支援を提供するための仕組みづくりが必要であることから、自立した生活を一定期間体験する事業や、就労系サービス・地域活動支援事業等、日中における活動の場の確保などを引続き支援していく環境づくりに努めます。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆◆ 国基本指針の定める目標値 ◆◆

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3 日以上
- 精神病床における1年以上入院患者数
- 精神病床における早期退院率：3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上

◆◆ 本計画での目標 ◆◆

▼保健、医療及び福祉関係者による協議の場

項目	目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	－	－	協議の場設置
関係者の参加者数	－	－	15人
目標設定及び評価の実施回数	－	－	1回

▼以下のサービス利用者のうち、精神障がい者の利用者数

項目	目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がいのある人の 地域移行支援の利用者数	2人	2人	2人
精神障がいのある人の 地域定着支援の利用者数	3人	4人	5人
精神障がいのある人の 共同生活援助の利用者数	30人	32人	34人
精神障がいのある人の 自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人
精神障がいのある人の 自立訓練（生活訓練）利用者数	33人	33人	33人

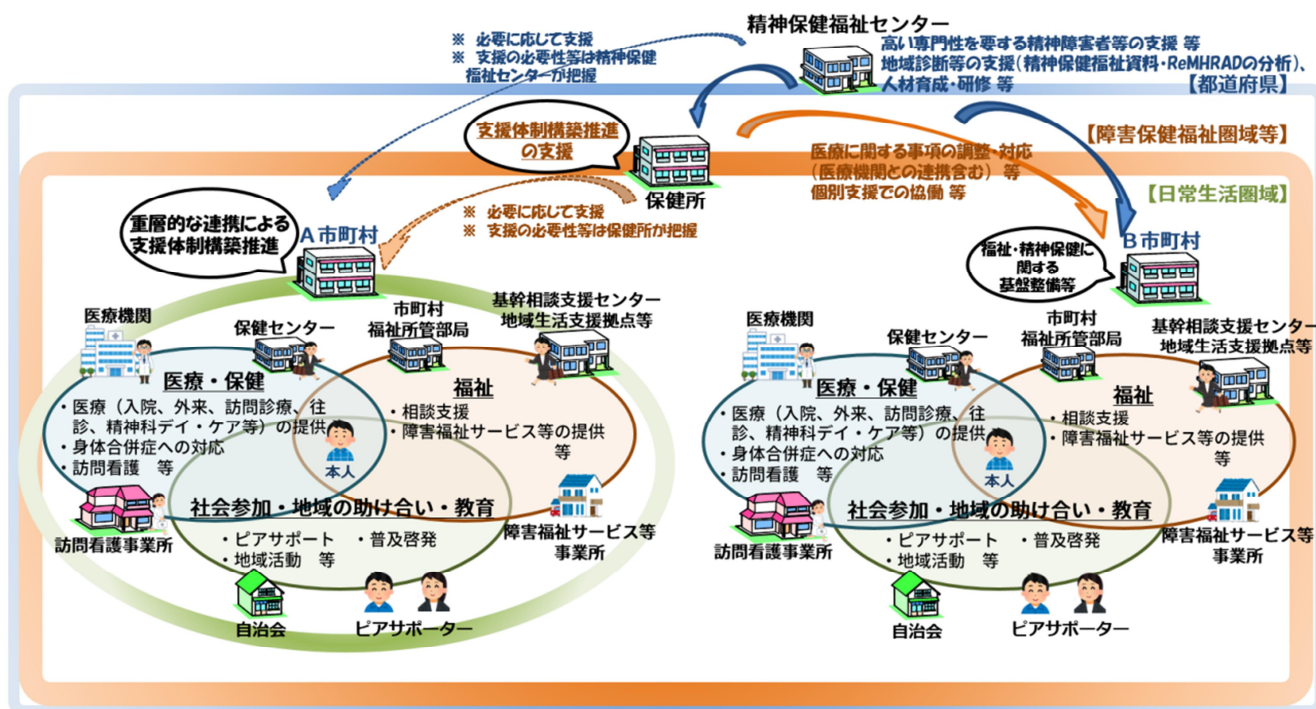
※精神科病院の入院患者数や、その期間等の把握が市では困難であることから、精神手帳所持者の各サービス利用見込者数を目標値として設定しています。

※精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのことであり、地域共生社会の実現に向かっていく上で欠かせないものです。

◆◆ 現状・目標達成に向けた取組 ◆◆

- 関係する医療福祉等の支援機関、地域機能としての自治会や民生委員、ボランティア・企業などがそれぞれ役割を担いながら、地域移行した精神障がい者の生活を支える活動を支援しています。その一方で、ケースごとの個別の支援に際して集まる場は設ける機会がありますが、目標に示す保健、医療及び福祉関係者との定期的な協議の場の開設には至っていません。
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障がい福祉・介護事業者が、精神障がいの有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要です。
- 互いの活動や、取り組む上での課題とその解決方法などを理解し、共有する場がないため、部署の横断的な対応ができず、地域での困難事例に直面している精神障がい者やその家族、地域への支援に苦慮する事例が少なくありません。
- それぞれの機関、地域資源の強みを生かした重層的連携体制を構築するために、引き続き関係機関との連絡調整を図ります。



(厚生労働省「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会報告書」より)

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

◆◆ 国基本指針の定める目標値 ◆◆

- 各市町村又は圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障がい者を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

◆◆ 本計画での目標 ◆◆

▼本市の成果目標

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1か所	地域生活支援拠点等を各市町村又は各圏域で少なくとも1つ確保
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年1回以上の検証・検討	地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、年1回以上の運用状況の検証・検討
強度行動障がい者を有する方への支援体制の整備	整備の検討	圏域において支援ニーズの把握や支援体制の整備を進める

▼本市の活動指標

項目	目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置か所数	8か所	9か所	10か所
コーディネーター配置人数	1人	1人	1人
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

※地域生活支援拠点等

障がい者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者（児）の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において障がい者（児）やその家族の緊急事態に対応を図ることを目的とした場所や体制のことです。

◆◆ 現状・目標達成に向けた取組 ◆◆

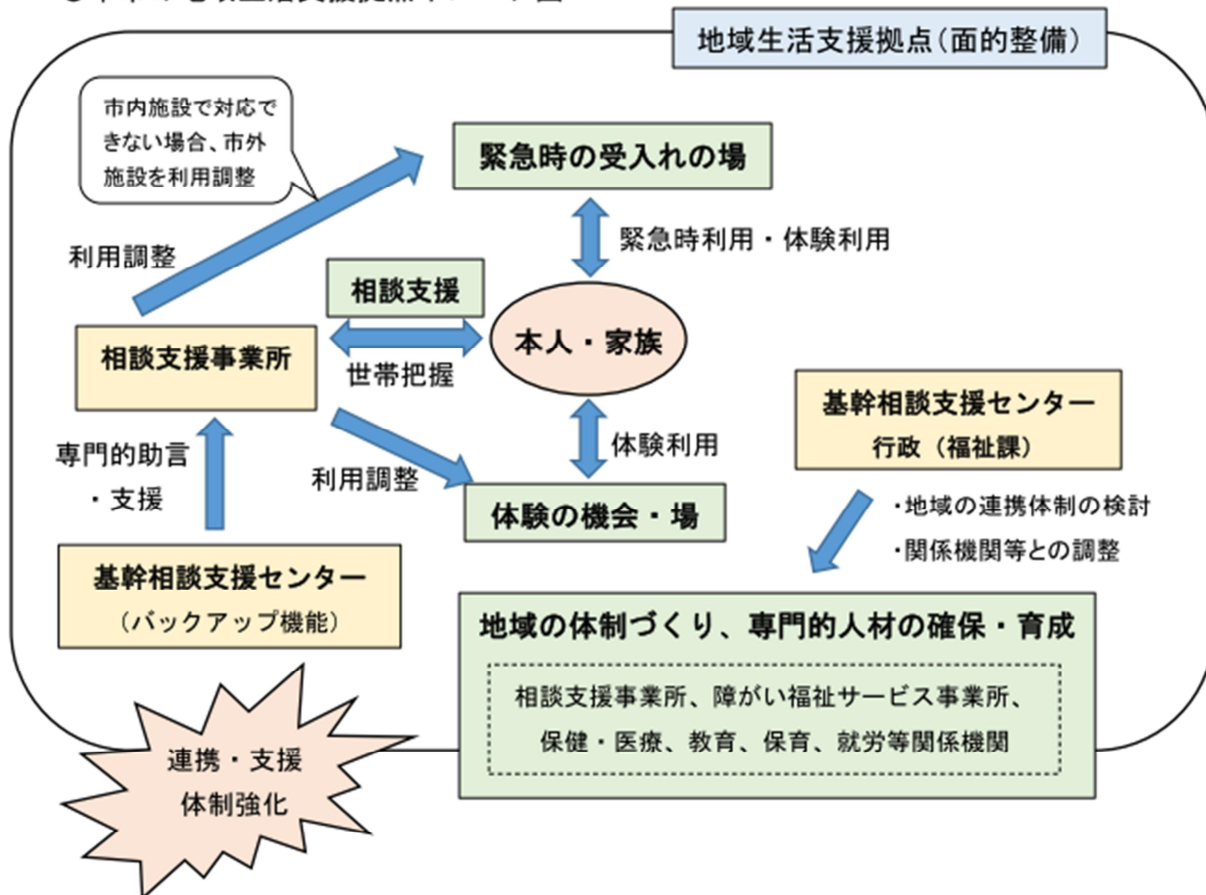
○地域生活を支える核として、「地域生活支援拠点等」の整備とその機能の充実を図る必要があります。拠点は以下の5つの機能をもち、地域の実情に合わせた体制を創意工夫し整備していきます。

○既存の社会資源を活かしつつ、足りない機能を加える「面的整備型」を本市の整備方針として掲げながら、地域の支援体制の拡充に努めています。

- ①相談(地域移行、親元からの自立等)
- ②体験の機会と場(一人暮らし、グループホーム等)
- ③緊急時の受入れと対応(短期入所の利便性、対応力向上)
- ④専門的人材の確保と育成(人材の確保・養成、連携等)
- ⑤地域の体制づくり(サービス拠点、コーディネーターの配置等)

○令和3年4月の着手時より継続して「③緊急時の受入れと対応」についての環境整備を中心に実施しています。緊急時の支援が見込めない世帯の事前把握を市内相談支援事業所と連携しながら、台帳を作成・登録依頼を進めます。

○本市の地域生活支援拠点イメージ図



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

◆◆ 国基本指針の定める目標値 ◆◆

- 福祉施設から一般就労への移行者数が令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上。
 - ・就労継続支援A型事業:一般就労への移行者数が令和3年度(2021年度)実績の1.29倍以上。
 - ・就労継続支援B型事業:一般就労への移行者数が令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上。
 - ・就労移行支援事業:1.31倍以上。
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上
- 就労定着支援事業の利用者数:令和3年度(2021年度)末実績の1.41倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上

◆◆ 本計画での目標 ◆◆

▼福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
令和3年度(2021年度)の一般就労移行者数	0人	令和3年度(2021年度)において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度の一般就労移行者数	4人	令和8年度(2026年度)において福祉施設を退所し、一般就労した者の数

▼就労移行支援事業等による一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
令和3年度(2021年度)の就労移行支援事業の利用者数	2人	令和3年度(2021年度)における就労移行支援事業利用者のうち、一般就労に移行した者の数
目標年度の就労移行支援事業等の利用者数	6人	令和8年度(2026年度)における就労移行支援事業等利用者のうち、一般就労に移行した者の数

▼就労継続支援A型事業※から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
令和3年度（2021年度）の就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数	0人	令和3年度（2021年度）における就労継続支援A型事業利用者のうち、一般就労に移行した者の数
目標年度の就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数	2人	令和8年度（2026年度）における就労継続支援A型事業利用者のうち、一般就労に移行した者の数

※就労継続支援A型事業：一般就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

▼就労継続支援B型事業※から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
令和3年度（2021年度）の就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数	0人	令和3年度（2021年度）における就労継続支援B型事業利用者のうち、一般就労に移行した者の数
目標年度の就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数	2人	令和8年度（2026年度）における就労継続支援B型事業利用者のうち、一般就労に移行した者の数

※就労継続支援B型事業：一般就労が年齢や体力面から困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持、向上のために必要な訓練を行います。

▼就労定着支援事業利用者数

項目	数値	考え方
就労定着支援事業利用者数	0人	令和3年度（2021年度）において、就労定着支援事業を利用した人の数
就労定着支援事業利用者数	2人	令和8年度（2026年度）において、就労定着支援事業を利用した人の数

※就労定着支援事業利用者数の目標値については、対象年度に利用実績がなく、実績の倍数の入力できませんが、期待値として2人を計上しています。

▼就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項目	数値	考え方
就労移行支援事業所数	--%	令和8年度（2026年度）末における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

▼就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

項目	数値	考え方
就労定着支援事業所数	--%	令和8年度（2026年度）末における一定期間の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

※市内に就労移行支援事業所・就労定着支援事業所がないことから、「就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合」「就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合」について目標値の設定を省略しています。

◆◆ 現状・目標達成に向けた取組 ◆◆

- 市内事業所で就労移行支援を提供できる事業所はないものの、隣接市の事業所を利用する人が多く、目標値を上回る実績が近年続いています。
- 就労継続支援A型は市内提供事業所に2か所あり、精神障がい者の利用が多く、概ね想定した目標値に近い実績となっていますが、障がい特性のため、利用が不安定になる人もおられます。
- 就労継続支援B型についても例年希望者が多く、提供事業所の定員では対応できないため、種別の多い隣接する市での就労系サービスを利用希望する者も少なくありません。
- 市内で就労移行支援のサービスを提供できる事業所がないのが課題です。
- 市内で就労移行支援・就労定着支援を提供できる事業所の拡充を目指し、ハローワークへの誘導や、松江障害者就業・生活支援センターがらすと連携するなど、関係機関と連携し、一般就労への移行・継続に向けた取り組みを行います。
- 総合支援協議会専門部会(就労部会)等で一般就労への移行や就労定着に関し、課題抽出と取組の検討を行いながら、就労継続支援、就労移行支援、自立訓練、生活介護等の福祉施設利用者の一般就労への移行と定着を進めていきます。

(5) 発達障がい者等に対する支援

◆◆ 国基本指針の定める目標値 ◆◆

- 国の基本指針においては、発達障がいのある人を早期に見出し、対応するために、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がいのある人及びその家族等に対する支援体制を確保すること

◆◆ 本計画での目標 ◆◆

▼本市の活動指標

項目	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障がい者地域支援協議会の開催回数	1回	1回	1回
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	12人	12人	12人
ペアレントメンターの人数	3人	3人	3人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	0人

※支援プログラム等の受講者数に関しては、安来市発達障がい児支援事業(発達支援ルームにここ)で実施するペアレントサポートを受講する人数を計上しています。

※ペアレントメンターの人数は令和4年度時点で活動中の人数(2名)から見込み量を計上しています。

◆◆ 現状・目標達成に向けた取組 ◆◆

- 成長段階に応じ、各課が相互で業務を連携し、情報共有を図りながら、対象児童に対し切れ目のない支援をしています。
- 発達障がいの特性を理解し、本人とそのご家族に対する適切な働きかけを行うことができるよう、島根県東部発達障害者支援センターウィッシュより、対応に際して専門的助言を求めたり、同センター講師を招いての研修会を開催するなど、対応力の底上げを図っています。
- 発達障がい者支援のための地域支援協議会開催を新規項目として設定しています。医療・保健・福祉・教育の関係各機関で情報交換と共有を行い、当事者とそのご家族双方に向け、発達障がいの特性に応じた、療育支援を実施するため、設置に向けての協議と協議会開催の準備を進めてまいります。

(6) 障がい児支援の提供体制の整備等

◆◆ 国基本指針の定める目標値 ◆◆

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に1か所以上設置する
- 令和8年度末までに、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする
- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に1か所以上確保する
- 令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする

◆◆ 本計画での目標 ◆◆

▼本市の成果目標

項目	成果目標	考え方
児童発達支援センターの設置	有	児童発達支援センターを各市町村または圏域に1か所以上設置
保育所等訪問支援の実施	有	児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所との連携のもと実施
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の設置数	1か所	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に1か所以上確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	各市町村または各圏域において設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	各市町村または各圏域において設置

▼本市の活動指標

項目	目標		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	-	-	1名以上の配置

◆◆ 現状・目標達成に向けた取組 ◆◆

- 福祉課・子ども未来課・教育委員会、島根県東部発達障害者支援センターウィッシュと相互連携し実施する発達障がい児支援事業のほか、障がい児通所支援を提供する3つの市内事業所にて療育支援が実施されています。
- そのうち1事業所より児童発達支援の実績件数が報告されていますが、サービス利用件数のほとんどは市外事業所の利用となっています。
- 医療型児童発達支援・保育所等訪問支援について、市内では対応可能な事業所がありません。
- 引き続き、市内の障がい児通所施設や関係機関と連携・協議を図り、児童発達支援センター設置協議と併せ、重層的な障がい児への支援が一層進むよう働きかけます。

※発達障がい

脳機能の発達に関係する障がい。行動や認知の特徴により、自閉症スペクトラム障がい（ASD）（自閉症、アスペルガー症候群など）、学習障がい（LD）、注意欠如・多動性障がい（AD・HD）など、いくつかのタイプに分類される。一般的にコミュニケーションや対人関係をつくることに困難を感じるといわれている。

※医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことをいいます。

全国の医療的ケア児（在宅）は、全国で約2万人いると推計されています。

(7) 相談支援体制の充実・強化

◆◆ 国基本指針の定める目標値 ◆◆

- 各市町村において、令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置する
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う

◆◆ 本計画での目標 ◆◆

▼本市の成果目標

項目	成果目標	考え方
基幹相談支援センターの設置	設置	基幹相談支援センターを設置済
主任相談支援専門員の配置	確保	基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所において地域の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保する
協議会の設置	設置	協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組む
地域のサービス基盤の開発・改善	実施	協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善

▼本市の活動指標

項目	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	12件	12件	12件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件	12件	12件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	12件	12件	12件

◆◆ 現状・目標達成に向けた取組 ◆◆

- 相談支援は、障がいのある人が自己選択や自己決定により、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的としています。本人の希望する生活により近づけていくためには、相談支援専門員が本人の状況を把握し、意向や希望を確認しながら、情報の提供や選択肢の提示、周囲の環境を整えていくことが必要です。
- 月例で実施している市内相談支援事業所の連絡会では、基幹相談支援センターを中心に困難事例解決までの流れをまとめた事例検討や、研修に参加しづらい少人数事業所のための研修報告会などを実施しながら、市内相談支援専門員一人ひとりの資質の底上げを図っています。
- 相談支援事業所の利用者が急増し、利用希望者に対し市内相談支援専門員の数が不足している状態が続いており、相談支援専門員の確保が急務と考えます。
- 地域の相談支援体制の検証と評価を行い、基幹相談支援センターとともに、定例会等においてモニタリングの手順等の平準化等の検討や事例検討の実施、また支援関係機関も交えた研修会を通じて、相談支援専門員のスキルアップと連携の促進を図っていきます。
- 多様化・複雑化する障がい者の相談に対し、自分らしく無理のない生活が続けることができるよう、基幹相談支援センター並びに関連機関と連携しながら、地域共生社会実現に向けた支援の提供に努めます。

※基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する相談等の業務を総合的に行います。

本市では、主任相談支援専門員を始め、専門職員を増員し体制強化を図った安来地域活動支援センター ステップに平成 29 年 4 月より本事業を委託し、地域の相談支援体制強化の取組と、関係各機関との連携調整を担っています。

(8) 障がい福祉サービス等の質の向上

◆◆ 国基本指針の定める目標値 ◆◆

- 市町村は、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、障害者総合支援法の具体的内容の理解や障がい福祉サービス等の利用状況の把握及び検証に努め、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する

◆◆ 本計画での目標 ◆◆

▼本市の活動指標

項目	目標		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加人数	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有と体制整備	--	--	体制の整備

◆◆ 現状・目標達成に向けた取組 ◆◆

- 市内サービス提供事業者への効果的な支援を提供するため、障がい福祉担当職員の資質の底上げを期待し、研修等参加人数の具体目標が設定されました。
- 障害者自立支援審査支払等システムの請求に係る警告やエラー、不適切な請求事例を事業所間で共有、検証することで、事業者の適正な請求事務につながることを期待されます。
- サービス提供事業者との地域課題の検討や互いの情報交換、連携を深める機会として、市内事業所との連絡会については引き続き実施しますが、参加に際しての人員確保と関連し、福祉現場の慢性的な人材不足が各事業所共通の課題となっています。
- 近年の物価・燃料の高騰が、送迎やヘルパーの宅訪などのコスト高に直結し、中山間地での事業展開に苦慮している現状があります。
- 精神障がい者の困難事例の報告が少なくありません。連絡会を構成するサービス提供事業者に向けた研修・事例検討などを市から企画・実施することで、事業所間での共通課題として障がい特性への理解を深める機会を設け、市内事業所の対応力の平準化を図ります。

第4章 障がい福祉サービス等の見込み量と方策

1 障がい福祉計画に係る各サービスの実績及び見込み量と方策

(1) 訪問系サービス

▼サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助をします。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助等をします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にいきます。

▼サービスの見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	人/月	67	81	79	81	83	85
	時間/月	560	466	605	466	476	486
重度訪問介護	人/月	2	3	3	3	3	3
	時間/月	300	301	301	301	301	301
同行援護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	21	3	0	3	0	0
行動援護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※各年度月平均実績

◆◆ 実施の方向性 ◆◆

- 障がいの区別なく訪問系サービスを提供します。
- 訪問系サービスについては、地域生活への移行を推進する観点からサービス需要に応じたサービス量の確保が必要となるため、ヘルパーの人材確保と障がい特性に対応できる人材の育成が必要となります。
- 人材確保について、島根県や島根県社会福祉協議会等が実施する養成講座や福祉人材に関するイベント等への協力を行います。
- 介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業において、ボランティアや地域住民を活用できる体制構築を図ります。
- 居宅介護支援事業所(介護保険制度では訪問介護事業所)については、専門的な支援を行うことができるよう、介護保険課や安来市社会福祉協議会等とも連携していきます。
- 人材育成については、障がい特性の理解や対応力の向上に関する研修会等の開催を基幹相談支援センターと連携し取り組みます。

(2) 日中活動系サービス

▼サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体に障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的または精神に障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
福祉型短期入所	家で介護を行う人が病気等の場合に、障がいのある人を短期間障害者支援施設等へ入所させ、施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
医療型短期入所	家で介護を行う人が病気等の場合に、重症心身障がい児・者等の重い障がいのある人を短期間医療機関等へ入所させ、医療の管理の下で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

▼サービスの見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	人/月	153	149	151	153	155	157
	人日/月	2,755	2,746	2,756	2,760	2,770	2,780
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	0	1	2	2	2
	人日/月	13	0	10	10	10	10
自立訓練 (生活訓練)	人/月	29	32	30	32	31	30
	人日/月	718	604	610	600	600	600
就労選択支援	人/月				--	--	--
	人日/月				--	--	--
就労移行支援	人/月	10	11	12	10	11	12
	人日/月	38	69	93	45	67	91
就労継続支援A型	人/月	38	41	47	49	50	51
	人日/月	677	721	775	850	870	890
就労継続支援B型	人/月	208	204	211	210	210	220
	人日/月	2,985	3,088	3,224	3,100	3,100	3,240
就労定着支援	人/月	0	1	2	1	1	1
療養介護	人/月	26	27	27	27	28	29
短期入所 (福祉型)	人/月	25	27	32	29	31	33
	人日/月	71	72	80	77	89	96
短期入所 (医療型)	人/月	5	5	6	5	5	5
	人日/月	24	18	20	23	23	23

※各年度月平均実績

◆◆ 実施の方向性 ◆◆

- 医療的ケアが必要な人や重症心身障がい者、強度行動障がいがある人も含め、サービス提供体制については、現在のニーズや地域生活支援拠点等の体制整備を踏まえながら、地域で安心して生活ができ、必要なサービスが受けられるよう障害者等総合支援協議会を核とし、関係機関と連携や調整をしながら体制整備を図ります。
- 障害者総合支援法の改正により新設された「就労選択支援」は、令和7年度から開始予定とされています。就労に向けたアセスメントを行い、適切な支援につなげることができるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

(3) 居住系サービス

▼サービスの内容

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で1人暮らしを希望する人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
グループホーム (共同生活援助)	地域で共同生活を営む人に、住居の相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等をします。

▼サービスの見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
グループホーム (共同生活援助)	人/月	73	79	81	83	85	87
施設入所支援	人/月	67	60	61	65	64	63

※各年度月平均実績

◆◆ 実施の方向性 ◆◆

- 精神科病院に入院中の精神障がい者、施設入所者の地域生活への移行を進めるためには、共同生活援助事業の計画的な推進とあわせて、継続した治療と重度化・重症化に対するケアが必要不可欠であり、医療との連携も重要となります。
- 地域移行支援事業所及び相談支援事業所、医療機関やサービス提供事業所等との連携を図りながら、個々の状況に応じた地域移行の支援に努めます。

(4) 相談支援

▼サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況や環境、サービス利用等の意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成します。
地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談等の支援をします。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談等の必要な支援をします。

▼サービスの見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	人/月	166	180	190	195	210	225
地域移行支援	人/月	1	2	1	2	2	2
地域定着支援	人/月	3	5	5	3	3	3

※各年度月平均実績

◆◆ 実施の方向性 ◆◆

- 発達障がいを含む精神障がいのある人の増加にともない、障がい福祉サービス利用者が増加し、相談支援に対する需要が高まっています。利用者本位のケアマネジメントが展開できるよう、障害者等総合支援協議会を核として関係機関との連携を図ります。
- 基幹相談支援センターと連携し、各種研修や相談支援事業所間での情報共有などを通じ、相談支援専門員のスキルアップを目指します。
- サービスを必要としている方が適切に利用できるよう、相談支援事業に係る情報提供をしていきます。

2 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。

地域生活支援事業には「必須事業」と「任意事業」があり、各種事業の見込量を設定します。

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

▼サービスの見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民等が地域で自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等)を支援します。

▼サービスの見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

③相談支援事業

ア. 障がい者相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

イ. 基幹相談支援センター事業

基幹相談支援センターは、相談支援における中核的な役割を担う機関であり、委託により設置しています。基幹相談支援センターは、専門職員を配置し、相談支援体制の強化や各関係機関等との連携促進を図ることにより、障がいのある方やそのご家族の地域での生活に対する支援を強化し、権利擁護や緊急性を要する案件などへの対応等を行うことを目的としています。

ウ. 住居入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望している障がい者で、保証人がいない等の理由により入居が困難な場合に、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

▼サービスの見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障がい者相談支援事業	か所	5	5	5	5	5	5
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

④成年後見制度利用支援事業

知的障がいのある人または精神障がいのある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、必要となる費用の全てまたは一部を補助します。

判断能力が不十分な障がいのある人の障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう、成年後見制度の利用を支援します。

▼サービスの見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度利用支援事業	件	4	4	4	4	4	5

⑤成年後見制度法人後見支援事業

判断能力が不十分な障がいのある人で、適切な後見人等が得られないときに社会福祉協議会が後見人となり財産管理等の法律行為について支援します。

▼サービスの見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通に支障がある人を手話通訳者の設置、手話通訳者や要約筆記者の派遣等により支援します。

▼サービスの見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	6	9	9	9	9	9

⑦日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対して、日常生活用具等を給付します。

▼サービスの見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護・訓練支援用具	件	1	4	3	3	3	3
自立生活支援用具	件	7	6	3	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	3	0	3	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件	3	6	3	7	7	7
排せつ管理支援用具	件	243	260	270	272	276	280
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	4	4	3	3	3

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人の活動への支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を開講します。

▼サービスの見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
手話奉仕員養成 研修事業	修了 者数	0	3	0	5	0	5

※講習期間が前期・後期と2か年に及ぶため、隔年での修了実績を見込み設定しています。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、地域における自立生活や社会参加の促進を図るための外出を支援します。

▼サービスの見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
移動支援事業	実利用者	31	19	19	20	22	25
	時間/月	1,241	930	1,209	1,272	1,399	1,590

⑩地域活動支援センター事業

障がいのある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を促進します。

▼サービスの見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
地域活動支援センター事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/月	309	313	313	315	317	319

(2) 任意事業

①日常生活支援に関する事業

ア. 訪問入浴サービス事業

地域における重度障がいのある人の生活を支援するため、入浴サービスを提供し、重度障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

イ. 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場の確保と、障がい者等を介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。

サービス名	単位	実績			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数	0	0	0	1	1	1
日中一時支援事業※	実利用者数	29	29	33	40	43	45

※日中一時支援事業には、サマースクール事業、就学前障がい児一時預かり事業の利用者を含みます。

②社会参加支援に関する事業

ア. スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

共生社会の形成促進を図るため、障がい者スポーツ大会の開催等、パラスポーツを通じた相互理解の推進を行います。

イ. 芸術・文化講座開催等事業

毎年12月の障がい者週間にあわせて障がい者ふれあい作品展等を開催します。

ウ. 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得に要する費用及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

エ. 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障がい者、または身体障害者更生援護施設・授産施設に入所している障がい者の社会復帰の促進を図るために更生訓練費を支給します。

オ. 社会体験実習事業

外出機会の少ない障がい者を対象に宿泊を伴う社会体験実習を企画します。(主に知的障がい者を想定)

カ. リフト付き乗用車等運行事業

常時車いすを利用している障がい者及び重度の視覚障がい者の日常生活における移動を容易にするため、リフト付き乗用車等の利用を補助します。

サービス名	単位	実績			見込量		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施回数	0	0	1	1	1	1
芸術・文化講座開催等事業	実施回数	1	1	1	1	1	1
自動車運転免許取得・改造助成事業	助成件数	14	12	10	11	11	11
更生訓練費給付事業	実利用	3	5	5	5	5	5
社会体験実習事業	実施回数	0	0	0	1	1	1
リフト付き乗用車等運行事業	実利用者数	22	25	25	27	27	27

◆◆ 実施の方向性 ◆◆

○地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状態に応じた柔軟な形態で実施され、障がい者の地域生活の継続と精神科病院入院患者や施設入所者等の地域移行を進めるために重要な事業となっています。

【市町村必須事業】

- 各事業について、見直しを行い改善や拡充を図ります。
- 住民の身近な相談窓口として、多様な問題を抱える障がい者の支援に対応できるよう相談支援事業の機能強化と、基幹相談支援センターの機能強化を図ります。
- 成年後見制度に関しては、制度の周知に努め、社会福祉協議会や成年後見センター等関係機関と連携し利用促進を図ります。
- 移動支援事業に関しては、市内で対応可能な登録事業所が少なく、その確保が急務となっています。隣接自治体の事業所にも声をかけながら、登録事業所の拡充について引き続き進めて参ります。

【市町村任意事業及びその他の事業】

- 事業の見直しや拡充、新規事業の実施など障がい者のニーズに沿って検討します。

3 障がい児福祉計画に係る各サービスの実績及び見込み量と方策

(1) 障がい児通所支援等

障がい児通所支援等に関するサービスの見込み量を以下のように設定します。

▼サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に対して、医療型児童発達支援センターや指定発達支援医療機関において児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育園等を利用している障がい児に対して、障がい児施設等で指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等で障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児が障がい児通所支援を利用する前に支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

▼サービスの見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	人/月	5	9	6	9	9	11
	人日/月	11	25	25	25	25	29
医療型児童発達支援	人/月	2	2	3	2	2	2
	人日/月	4	6	9	8	8	8
放課後等デイサービス	人/月	51	58	70	73	76	76
	人日/月	639	792	907	920	990	990
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1	0	0	0
	人日/月	0	0	2	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	1	0	0	0
	人日/月	0	0	2	0	0	0
障害児相談支援	人/月	19	23	25	28	30	32

◆◆ 実施の方向性 ◆◆

- 設置に向けて検討する児童発達支援センターや医療的ケア児支援コーディネーターの設置により、近隣市町村の事業所と連携をしながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- 就学前あるいは就学中の児童保護者への情報提供など行います。
- 成長に応じてニーズや支援機関が変わる障がい児の地域生活をきめ細やかに支援するため、障がい児支援利用計画の作成により、適切かつ総合的なケアマネジメントが行われるように努めます。

第5章 計画の推進体制

1 各種関係機関等との連携

(1) 市民、団体、事業者などとの連携

障がい者とともに生きる社会の実現に向け、市民や障がい者団体、障がい者支援事業所、企業、学校、医療機関などさまざまな機関や団体との連携強化に努め、総合的・横断的に施策を推進していきます。また、各機関や団体間の情報交流などを支援し、連携体制の構築を図ります。

(2) 島根県、近隣市町との連携

今後も、制度改正など国や島根県からの情報を収集しながら、施策を展開します。また、本市において提供されていないサービスや、専門的な知識を要する場合など、広域的な対応が必要なものについては、近隣市町との連携や情報交換などを行い、適切な対応に努めます。

(3) 庁内における連携

障がい者施策は、福祉だけでなく、教育、保健・医療、雇用・就労、生活環境など、幅広い分野にわたっているため、全庁的に取り組む必要があります。福祉課内だけでなく、関係各課との連携をさらに強化し、全庁が一体となって総合的かつ効果的な施策の実施を図ります。

2 計画の進捗状況の点検・評価

基本計画は、障がい者施策を長期的な視野において総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。本市における障がい者施策の基本的な計画となるものであるため、本計画の実施計画に位置づけられる「安来市障がい者福祉計画・障がい児福祉計画」の見直し時に実施される進捗状況の点検・評価をふまえて、本計画の点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、制度改正など社会情勢が大きく変化した場合には、安来市障害者等総合支援協議会を中心として計画を見直し、柔軟な対応を図ります。

資料編

1 安来市障害者等総合支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第35条の規定に基づき、市内に居住する障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)への総合的な支援体制の整備並びに障害者等及びその家族への適切な支援を図ることを目的として、安来市障害者等総合支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 安来市障害福祉計画及び障害者基本計画の評価及び見直しに関すること。
- (2) 障害福祉サービス給付に係る実態及び改善に関すること。
- (3) 地域生活支援事業の総合的な推進に関すること。
- (4) 障害者等及びその家族への相談支援に関すること。
- (5) 障害者等に対する虐待防止に関すること。
- (6) 相談支援事業者の運営の評価及び資質の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じた障害者等への支援の体制の整備及び相談支援に関すること。

2 協議会は、協議した事項について、必要に応じ、市長に提言することができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者等及びその家族
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 保健、福祉、医療、教育又は雇用に関する機関の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会に、一定の事項に関し専門的な協議のため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、協議会の委員のうち会長が指名する者及び委員の属する機関等に属する者のうちから当該委員が指名する者をもって構成する。

(個別支援会議)

第8条 協議会に、第2条第1項第3号に規定する相談支援を適切に行うため、個別の事案ごとに次に掲げる事項を協議する個別支援会議を置くことができる。

- (1) 個別の障害者等及びその家族の状況把握並びに課題の共有に関すること。
- (2) 個別支援計画の策定及び支援内容の評価に関すること。
- (3) 個別の障害者等に対する支援方針及び関係機関の役割分担の決定に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項に関すること。

- 2 個別支援会議は、当該個別の事案に関係のある者のうちから会長が指名する者をもって構成する。

(関係者の出席)

第9条 協議会、専門部会及び個別支援会議は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者、協議事項に関係のある者等の出席を求めて意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第10条 協議会の関係者は、その職務に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の配慮義務)

第11条 協議会がその関係者以外の者と情報を共有する場合は、協議会は個人情報の保護に配慮しなければならない。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、障害者福祉担当課に置く。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(安来市地域自立支援協議会設置要綱の廃止)

- 2 安来市地域自立支援協議会設置要綱(平成20年安来市告示第112号)は廃止する。

2 令和5年度安来市障害者等総合支援協議会委員名簿

(順不同、敬称略)

事業所・団体名等	職名等	氏名	備考
安来地域活動支援センターステップ	所長	神田 真彦	
安来第一病院	精神科外来係長	津村 脩平	
コミュニティハウスにしき	所長	村社 克紀	◎会 長
ワークセンターやすぎ	所長	加藤 雅樹	
梨の木園	園長	奈良井典子	
エプロンの会	理事	森山 裕治	
太陽ヘルパーステーション	施設長	田邊 文子	
安来市社会福祉協議会	主任主事	広中 貴志	
ぎば工房ひろせ	施設長	柘瀬 雄也	
櫻苑	所長	岩本真友水	
チューリップの里	理事長	昌子 幸枝	
放課後等デイサービスらぱん	施設長	仲田 裕行	
ツリーハウス安来教室	施設長	矢田 康二	
相談支援センターサポーターズ	管理者	長瀬憲二郎	
杉原クリニック	相談員	秦 裕美	
松江公共職業安定所安来出張所	所長	永瀬 浩嗣	
安来警察署	生活安全課長	藤田 達也	
島根県司法書士会安来支部	支部長	吉村 努	
松江障害者就業・生活支援センターがらす	所長	平崎 由加	
東部発達障害者支援センターウィッシュ	センター長	石橋美恵子	
安来商工会議所	主事	河野 邦江	
安来市身体障害者福祉協会	会長	石倉 刻夷	○副会長
安来市手をつなぐ育成会	会長	立賀 早苗	
安来市教育委員会	指導主事	吾郷 綾子	
子ども未来課	子育て支援係長	永田 聡	
松江保健所心の健康支援課	課長	高野美智子	

【MEMO】

【MEMO】

**第 7 期安来市障がい福祉計画
第 3 期安来市障がい児福祉計画**

発行日：令和 6 年 3 月

発行：安来市福祉課 障がい者福祉係

〒692-0404 島根県安来市広瀬町広瀬 1930 番地 1

TEL：0854-23-3216 FAX：0854-32-9008